

道の駅世羅出展規定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 道の駅世羅（以下「道の駅」という。）は、世羅町の玄関口として、中国横断自動車道尾道松江線沿いに道路利用者が快適に休憩できる場所を提供するだけでなく、道路情報、観光情報、地域の特産品情報を発信することで、世羅町を町内外にアピールするとともに、新たな交通流動を対象とした観光需要の掘り起しや点在する観光地への周遊促進による産業振興を図ることを目的とする。

(開設時期)

第2条 道の駅は、毎日開設する。ただし、次の日を除くものとする。

- (1) 12月31日
- (2) 町長が必要と認めるとき、又は町長の承認を得たとき

(開設時間)

第3条 道の駅の各施設の開館及び閉館時間は、次のとおりとする。

- (1) 施設利用者の休憩施設（自販機・休憩コーナー・トイレ・駐車場）
0時00分～24時00分 24時間
- (2) 情報サービスコーナー・アンテナショップ
8時00分～18時00分 10時間
- (3) フードサービスコーナー
8時00分～18時00分 10時間

※委託事業者との協議により変更の場合がある。

- 2 前項の規定に関わらず、町長が必要と認めるとき、又は町長の承認を得たときは、臨時的に開館及び閉館時間を変更することができる。

第2章 アンテナショップ

(出荷対象者)

第4条 出荷対象者は、一般社団法人世羅町観光協会（以下「観光協会」という。）の正会員として登録された、世羅町内居住者または世羅町内事業者とする。

(出荷できる商品及び制限)

第5条 アンテナショップに出荷できる商品（以下「商品」という。）は、世羅町内で生産された農産物及び世羅町内の素材を使った加工食品、工芸品等とし、またそれが確認できる標示を行っていることとする。

- 2 商品は、食品衛生法及びその他関係法令等を遵守するものとする。

- 3 食品衛生法に基づく営業許可が必要な商品を出荷する者は、出荷前までに食品営業許可証の写しを提出しなければならない。また、生産物賠償責任保険等に加入するとともに、加入者証の写しを提出しなければならない。
- 4 自社とは異なる他社施設で製造した商品については、その施設を使用したことを証明する書類等の写しを提出しなければならない。
- 5 出荷品目は、1品目30点までとする。ただし、消費者に対し、道の駅物販売場担当責任者（以下「責任者」という。）が特に必要と認める商品については、責任者がこれを調整する。
- 6 農産物を出荷する者は、農産物栽培管理記録を提出しなければならない。農産物栽培管理記録は原則として出荷前までに提出するものとし、提出した農産物栽培管理記録に変更があった場合は都度提出するものとする。農産物栽培管理記録の書式は別添のとおりとし、ただし、自社の書式があれば、それを用いてもよい。なお、農薬使用基準違反等が認められた場合は、出荷を受け付けない。
- 7 玄米及び精米を出荷する者は、出荷前までに農産物検査法による検査を受けた証明書の写しを提出しなければならない。なお、袋売りと玄米の量り売りの選択を可能とし、出荷数量については責任者がこれを調整する。玄米が不足した場合、都度責任者から出荷者へ連絡するものとし、共通のパッケージ代は商品販売代金精算時に差し引くものとする。

（販売方法及び販売手数料）

第6条 販売方法は、委託販売方式とし、その手数料は販売価格の一律15%とする。

- 2 その他、必要な事項が生じたときは、観光協会で協議して別に定める。

（販売代金の精算）

第7条 アンテナショップに出荷された各商品の精算は、レジスターを通過した商品のみを売上げとして、それぞれを精算するものとする。

- 2 販売代金の精算は、月末締めとし、翌月10日までに出荷者が届け出た金融機関の口座に振り込むものとする（祝休日の場合は前日）。なお、振込手数料は、出荷者の負担とし、振込元の金融機関は、広島銀行甲山支店又はJA尾道市管内の支店とする。

（販売価格の設定）

第8条 出荷された商品の販売価格は、出荷者が市場価格を調査・検討し、設定するものとする。

（事故の責任）

第9条 出荷者の商品又は出荷者による起因等で事故若しくは苦情等が発生したときは、出荷者の責任とする。なお、その問題等が解決するまでの間は、その出荷者に対し、道の駅駅長（以下「駅長」という。）が出荷停止を命ずることができる。また、商品等に破損又は紛失等が生じたときは、原則として出荷者の負担とする。

（出荷時間）

第10条 道の駅への出荷時間は、7時00分から18時00分までとする。なお、出荷者が出荷時間内に出荷できない場合は、代理人に依頼することができるものとする。

(値札)

第11条 値札は、バーコード方式とするため、必ずバーコードラベルを商品の見えるところに貼付して出荷するものとする。なお、バーコードラベルは、税込み価格を表示し、出荷者が発行・購入するものとする。

2 バーコードラベルは、ビニール袋やテープ等を使用して貼り付けるものとし、商品に直接貼り付けてはならないものとする。

3 バーコードラベルは、発行した枚数につき1円(税込)とし、その代金は月末日締めで精算し、商品販売代金より差し引くものとする。

4 バーコードラベルの発行は、第10条に定める出荷時間内において随時可能とする。

5 JANコードを取得した商品については、バーコードラベルの貼付は必要としない。

(荷姿)

第12条 出荷しようとする商品等の荷姿は、常に消費者の視点に立ち、買い求めしやすい荷姿に努めるものとし、衛生的に取り扱うとともに傷まないよう個々で工夫するよう努めること。

(荷受け及び陳列)

第13条 商品等を出荷しようとするときは、納品書を道の駅物販場担当者(以下「担当者」という。)に提出するとともに確認を受け、担当者が陳列するものとする。なお、納品書の書式は特に定めない。

(残品の引取り及び処分)

第14条 残品の引取りについては、次に掲げる日数を基準に判断するものとする。

(1) 野菜類・果実・切り花等は、出荷した当日又は翌日出荷時間内に引取るものとする。

(2) 加工食品等は、消費期限又は賞味期限を出荷者が自ら厳密に定めることとする。消費期限を表示する商品は、期限の1日を残して出荷者自ら引取るものとする。賞味期限を表示する商品は期限の3分の1の日数を残して出荷者自ら引取るものとする。3分の2の日数を経過し販売を継続する場合は値下げ等お客様に明示すること。消費期限又は賞味期限の設定については、公的機関による検査を推奨する。なお、1か月毎に責任者と協議の上、販売動向、品揃え等を検討し、売れない物は入れ替えるものとする。

(3) その他詳細品目については、責任者の指示のもと、引取るものとする。

2 残品の状況は、POSレジによるデータ管理により、出荷者にメール送信する。なお、メールの受信が出来ない者は、直接道の駅に出向き、バックヤードにて自分の残

品の確認を行うものとする。道の駅からは、各出荷者に連絡しないものとする。

3 残品の引取り時間については、道の駅閉館後1時間以内又は翌日出荷時間内に引取らなければならないものとする。なお、出荷者が引取り時間内に引取りできない場合は、代理人に依頼することができるものとする。

4 所定の期間内に引取られていない商品は道の駅が処分するが、商品の引取りについての注意又は指導を受けた出荷者が、その注意・指導に従わない場合は、駅長が出荷停止処分を命ずることができるものとする

5 残品の引取りの注意を受けた出荷者がその指示に従わない場合は、駅長が出荷停止処分を命ずる。

6 その他、必要な事項は、責任者の指示に従うものとする。

(罰則及び処分)

第15条 道の駅内における展示又は販売商品等に対して、事故又は苦情があった出荷者については、責任者から注意又は改善勧告を行うことができるものとする。なお、その注意又は勧告に対する改善がないと判断したときは、駅長が出荷停止命令を命ずることができるものとする。

2 出荷者が道の駅の目的に反する行為を行った場合は、観光協会と協議し、改善命令を行うことができる。また、命令に従わず、改善されない場合は、出荷停止又は除名処分を行うことができる。

第3章 屋外テナント

(出展対象者)

第16条 出展対象者は、尾道松江線の開通を活かした広域連携等を図るため、町内外は問わないものとする。

(商品の制限)

第17条 屋外テナントに出展する商品は、食品衛生法及びその他関係法令等を遵守するものとする。

2 食品衛生法に基づく営業許可が必要な商品を出展する者は、食品営業許可証の写しを提出しなければならない。また、生産物賠償責任保険等に加入するとともに、加入者証の写しを提出しなければならない。なお、食品営業許可証は、見やすい場所に掲示するものとする。

(出展形態及び参加費)

第18条 出展形態は、当会が定めるテントのみとし、道の駅世羅設置及び管理に関する条例の定めによる料金を徴収する。(別表1参照)

※ 500円/5時間以内 10㎡あたり
営利目的、町内居住者は、2倍額。
営利目的、町外利用者は、5倍額。

なお指定管理者となる観光協会は、1回あたり下記の内容に基づき、次の手数料を徴収する。

- ※ 町内事業者 500円（観光協会正会員）
2,000円（観光協会正会員外）
- 町外事業者 1,000円（観光協会正会員）
5,000円（観光協会正会員外）

テント1張（3.6m×2.7m）、水道代、電気代を含むものとする。

なお、炭台を使用する場合、炭台はテント前とし、その場合は他の出展者のテント前部と炭台前部の位置を同一にし、テントは後方に下げるものとする。

またその際の出展範囲は、3.6m×3.6m内に限ることとする。

2 指定管理者である観光協会が誘致したイベントならびに出展者については、この限りではない。

3 出展者都合で出展を取消す場合には、次の料率でキャンセル料を徴収する。

- 出展日の3日前～前日 参加費の50%
- 出展日当日 参加費の100%

（参加費の支払い）

第19条 参加費の支払いは、出展当日18時00分までに売上報告とともに、現金にてレジスターへ持参するものとする。

（事故の責任）

第20条 出展者の商品又は出展者による起因等で事故若しくは苦情等が発生したときは、出展者の責任とする。なお、その問題等が解決するまでの間は、その出展者に対し、駅長が出展停止を命ずることができる。

また、商品等に破損又は紛失等が生じたときは、原則として出展者の負担とする。

（出展品目及び量）

第21条 出展者は、その出展品目及び量を事前に申込書を添えて責任者に提出するものとする。ただし、修正したい場合は事前に申込書の修正の承認を得て、その修正後の申込書に基づき出展することができる。

（搬入時間）

第22条 道の駅への搬入時間は、8時00分から9時00分までとする。なお、出展位置は責任者に委ねるものとする。

（搬出時間）

第23条 道の駅からの搬出時間は、17時00分から18時00分までとする。なお、商品等が売り切れた場合でも、途中搬出はできないものとする。

（準備と撤去）

第24条 原則として出展者が出展準備、撤収を行うものとする。

（ゴミの処理）

第25条 原則として出展者で販売した飲食物等のゴミは、出展者で回収を義務付けるものとする。

(サンプルの保存)

第26条 食品の調理、製造、販売等を営む出展者は、1品目50gを販売当日から2週間冷凍保存するものとする。なお、2週間経過後までに保健所から指示がなければ、破棄してもよいものとする。

(罰則及び処分)

第27条 屋外テナントにおける展示又は販売商品等に対して、事故又は苦情があった場合、また出展権利の譲渡や申込内容に故意の虚偽があった場合、道の駅世羅への出展者として不適切と判断した場合、公的機関（警察署、消防署、保健所）ならびに観光協会事務局からの注意に対して改善が見られない場合は、開催前・開催中に関わらず、出展を取り消すことができる。なおその場合、出展料の払い戻しは行わない。

2 上記注意に対し改善が見られない場合は、観光協会幹部会で協議し、直ちに以後の出展停止を行うことができる。

第4章 イベント会場

(イベント会場利用対象者)

第28条 イベント会場利用対象者は、町民の福祉の増進、及び教育、文化の向上に資することを目的としつつ、さまざまな活動が道の駅のイベントとして発信していけるような体制を構築するため、町内外は問わないものとする。ただし、イベント関係については、指定管理者である観光協会との協議により決定する。

(イベント会場調整費)

第29条 イベント会場を使用する場合は、次のとおりイベント会場調整費を支払うものとする。なお、イベント会場調整費は、冷暖房光熱費を含むものとする。

1 時間あたり 2,000円

2 指定管理者である観光協会が誘致したイベントについては、この限りではない。なお、町内居住者における福祉の増進及び教育、文化の向上に資することを目的とした催事については、駅長の許可を受けた場合のみ、イベント会場調整費は無料とする。

3 主催者都合でイベントをキャンセルする場合には、次の料率でキャンセル料を徴収する。

使用日の3日前～前日 参加費の50%

使用日当日 参加費の100%

(イベント会場調整費の支払い)

第30条 イベント会場調整費の支払いは、出展当日のイベント開始前までに、現金にて事務所へ持参するものとする。

(事故の責任)

第31条 イベント等で事故若しくは苦情等が発生したときは、主催者の責任とする。なお、その問題等が解決するまでの間は、その主催者に対し、駅長がイベント会場使用停止を命ずることができる。

また、イベントで使用した備品等に破損又は紛失等が生じたときは、原則として主催者の負担とする。

(使用目的)

第32条 主催者は、その使用目的を事前に申込書に添えて事務局に提出するものとする。

ただし、修正したい場合は事前に申込書の修正の承認を得て、その修正後の申込書に基づき使用することができる。

(搬入時間)

第33条 道の駅への搬入時間は、責任者と協議の上、決定するものとする。

(搬出時間)

第34条 道の駅からの搬出時間は、責任者と協議の上、決定するものとする。

(準備と撤去)

第35条 原則として主催者がイベント準備、撤収を行うものとする。

(ゴミの処理)

第36条 原則としてイベントで発生したゴミは、主催者で回収を義務付けるものとする。

第5章 雑 則

(細 則)

第37条 この規定に定めるもののほか、運営上必要な細則は観光協会の理事会の決議により、会長が別に定める。

附則

この規定は、平成27年4月1日より施行する。

附則

この改正規定は、平成27年4月28日より実施する。

附則

この規定は、平成28年5月23日より施行する。

附則

この規定は、平成28年12月14日より施行する。

附則

この規定は、平成30年1月19日より施行する。

附則

この規定は、令和3年4月1日より施行する。

別表1 屋外テナント参加費

5時間以内 10㎡あたり

	観光協会正会員	観光協会正会員外
営利目的、町内居住者	1,500円	3,000円
営利目的、町外利用者	3,500円	7,500円

5時間以上 10㎡あたり

	観光協会正会員	観光協会正会員外
営利目的、町内居住者	2,500円	4,000円
営利目的、町外利用者	6,000円	10,000円